

## コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（案）に関する意見の募集について

平成 29 年 6 月 29 日  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
医療機器審査管理課

厚生労働省においては、重篤な眼障害の発生を未然に防ぐための医療機関の受診を高めるための取組やコンタクトレンズ購入者が「不適正使用等による眼障害発生の危険性」等を正しく理解するための取組等を示した「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について」の策定を進めているところです。

別紙の案にご意見のある場合には、下記の方法に従い提出してください。

なお、ご提出いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

### 記

#### 1 御意見の募集期間

平成 29 年 6 月 29 日（木）～平成 29 年 7 月 28 日（金）（必着）

#### 2 御意見の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォーム  
 のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課宛てに送付してください。

(3) FAX の場合

FAX 番号：03-3597-0332

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課宛てに送付してください。

#### 3 御意見の提出上の注意

御提出いただく御意見は日本語に限ります。

個人の場合は氏名、住所、連絡先及び職業を、法人の場合は法人名、所在地、担当者指名、所属及び連絡先を記載してください。御提出いただきまし

た御意見については、氏名、住所及び連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。

御意見中に個人に関する情報であって、特定の個人が識別し得る記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただく場合があります。